

地域組織の設置運営に関する手引き

- 23. 4. 27 総務委員会制定
- 23. 5. 23 総務委員会変更
- 23. 6. 22 総務委員会変更
- 24. 1. 26 総務委員会変更

第1章 総則（関東甲信地域及び地域本部管轄下の支部への共通適用事項）

（目的）

第1条 この手引きは、関東甲信地域及び地域本部管轄下の支部組織の設置、運営に関わる詳細を定める。

（地域への所属）

第2条 正会員及び準会員の支部への所属は、会誌の送付先住所をもって定める。

（支部組織設置の発議）

第3条 支部の設置の発議には、別記様式1（総括）及び様式2（個別記入）による発議書を、関東甲信地域にあつては総務委員会委員長に、地域本部管轄下の地域にあつてはその地域本部本部長に提出するものとする。

第2章 関東甲信地域の支部への適用事項

（賛同確認書）

第4条 前条の発議を受けた総務委員会委員長は、別記様式3による賛同確認書を当該地域の正会員に送付し、その意思の確認を行わなければならない。ただし、発議書により第5条に規定する要件の確認ができる場合はこの限りでない。

（賛同確認）

第5条 関東甲信地域における支部組織の設置についての確認は、当該地域に属する30%以上の正会員の賛同をもって行う。

2 賛同確認書において、賛否の明記が無い場合は賛同したものとみなす。

附則（平成23年4月27日）

この手引きは、平成23年4月27日から施行する。

附則（平成23年5月23日）

この手引きは、平成23年5月23日から施行する。

附則（平成23年6月22日）

この手引きは、平成23年6月22日から施行する。

附則（平成24年1月26日）

この手引きは、平成24年1月26日から施行する。

(様式1：総括)

総務委員会委員長（又は、〇〇地域本部本部長）御中

平成〇年〇月〇日

支部組織の設置についての発議

1. 該当地域
〇〇県（〇〇府）
2. 該当地域におけるこれまでの本会会員による地域的な活動について
(字数制限なし)
3. 該当地域における支部組織の設置に伴い今後期待される活動とその効果について
(字数制限なし)

以下の者は、上記の内容について合意し、支部組織の設置について発議する。

No	上段：勤務先・役職 下段：住所又は勤務先所在地	氏名 (技術部門)
1		()
2		()
3		()
		・
		・
		・
20		()
		・
		・
		・

(様式2：個別記入)

総務委員会委員長（又は、〇〇地域本部本部長）御中

平成〇年〇月〇日

支部組織の設置についての発議

1. 該当地域
〇〇県（〇〇府）
2. 該当地域におけるこれまでの本会会員による地域的な活動について
(字数制限なし)
3. 該当地域における支部組織の設置に伴い今後期待される活動とその効果について
(字数制限なし)

上記の内容について合意し、支部組織の設置について発議する。

上段：勤務先・役職 下段：住所又は勤務先所在地	氏名 (技術部門) (印)
	()

(様式3)

公益社団法人日本技術士会

「〇〇県(〇〇府)支部組織の設置に関わる賛同確認書

氏名 _____ =
(本人署名をお願いします。)

(下の□欄をどちらか選択して下さい。)

私は、標記の支部組織の設置に対し、

賛同します。

反対します。

(留意事項)

1. このハガキと同送された、発議書をご覧戴いた上でご判断下さい。
2. 上記のいずれもが選択されていない場合、又は両方が選択されている場合は、賛同されたものとみなされますのでご注意下さい。